

4 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）へ

(1) 労働災害に至る流れ

「労働者（人）」が何らかの作業を行うときには、必ず危険性や有害性のある状況におかれますが、この状況から労働災害（健康障害を含む）に至る流れは、図1-11に示したとおりです。すなわち、「労働者」が「危険性又は有害性」に近づくことによりリスクが発生し、その時、「安全衛生対策の不備」があると「労働災害」につながります。

労働災害を発生させないためには、「危険性又は有害性（もの）」を除去または低減するか、「労働者（人）」と「危険性又は有害性（もの）」に近づく必要がないようにするか、あるいは十分な安全衛生対策により近づけないようにすることが必要です。

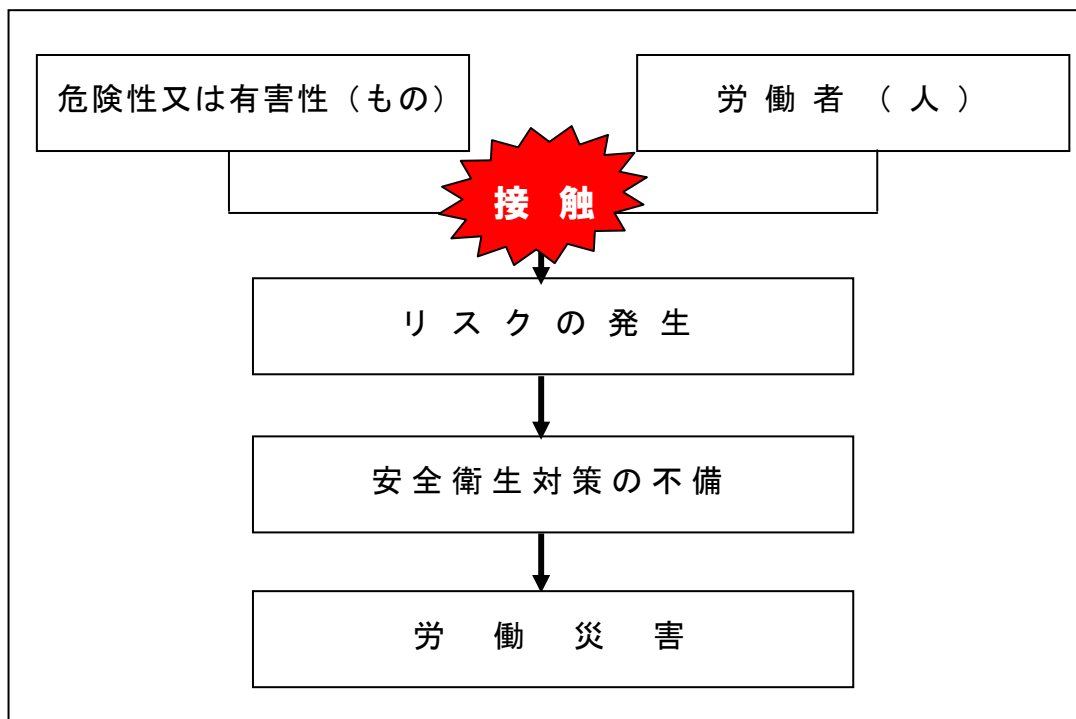


図1-11 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）に至る流れ

(2) 労働災害の発生のタイプ

労働安全衛生法第2条で、『労働災害とは労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。』と定義しています。

さらに、労働災害は職場に潜む種々の危険有害因子によって引き起こされますが、墜落や巻き込まれなどによる負傷や死亡災害など、作業者が危険と出会った時点で瞬間的に発生するものと、粉じんの吸入によるじん肺など一定の時間的な経過をた

どって発生するものがあります。

例えば、労働衛生面からみた労働災害の発生のタイプには表1-3のようなものがあります。急性障害はその場で短時間のうちに発症するもので、慢性障害はばく露から発症まで長時間を要するものです。

表1-3 労働衛生面からみた労働災害の発生タイプ

発生タイプ	主な原因	主な事例
急性障害	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質等 ・有害エネルギー ・その他 	<p>CO中毒、硫化水素中毒、アレルギー、急性有機溶剤中毒、酸素欠乏症、等</p> <p>急性放射線障害、災害性腰痛、熱中症、紫外線性角膜炎、等</p> <p>病原体によるもの、生物毒等</p>
慢性障害	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質等 ・有害エネルギー ・その他 	<p>有機溶剤中毒(急性中毒のほか、有機溶剤による神経障害、肝臓障害、腎臓障害等を含む)、特定化学物質による中毒、鉛中毒、じん肺、職業がん、等</p> <p>騒音性難聴、振動障害、疲労性腰痛、赤外線性白内障、晩発性放射線障害、等</p> <p>病原体によるもの等</p>
作業関連疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎疾患のコントロール悪化 ・身体的・心理的ストレス等 	<p>高血圧、糖尿病等</p> <p>脳血管疾患、虚血性心疾患、不整脈、頸肩腕症候群、不眠症、抑うつ状態、等</p>